

シンガポール

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害の定義	5
4. 侵害の発見から解決までのフロー	16
5. 侵害に対する救済手段	20
6. 留意事項	29
7. その他の関連団体	31

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法 Patents Act, “PA” (Cap. 221)

第13章 特許侵害

第66条-78条 特許侵害と救済

第66条 特許侵害の定義

第67条 特許侵害の手続き

第18章 違反行為

第98条-103条 登録簿の偽造と特許権による不正な請求

第99条 不正な特許権の主張

第100条 虚偽表示

1. 2 登録意匠法 Registered Designs Act, “RDA” (Cap. 266)

第3章 第1節 登録意匠権者の権利

第30条(2) 意匠権侵害の定義

第3節 侵害手続

第36条-44条 侵害訴訟手続き

第36条 侵害訴訟手続き

1. 3 商標法 Trade Marks Act, “TMA” (Cap. 332)

- 第3部 商標権者の権利及び救済
 - 第26条-30条 登録商標権者の権利
 - 第27条 登録商標侵害行為
 - 第31条-35条 侵害訴訟手続
 - 第31条 侵害訴訟
- 第6部 違反
 - 第46条-53A条 商標の模倣と強制措置
 - 第46条 商標の模倣
 - 第47条 登録商標の商品及びサービスへの不正適用
 - 第48条 違反のための物品の作成または所有
 - 第49条 商標を不正に適用した商品の輸入または販売
- 第10部 国境での措置
 - 第81条-100条 商標保護のための国境措置

1.4 地理的表示法 Geographical Indicators Act, “GA” (Cap. 117B)

- 第3条 当事者による地理的表示の使用に対する権利行使
- 第4条 救済

地理的表示については自動的保護制度ですので、地理的表示(GI)による供給者、取引業者、また供給者や取引業者の協会は自動的に保護を受けられるだけでなく、保護を受けるためにいかなる申請もする必要はありません。しかしながら、シンガポール法はWTO加盟国、知的財産権の保護に関するパリ条約加盟国、及びシンガポール政府が認めた国についても地理的表示のみを保護しています。

1.5 著作権法 Copyright Act, “CA” (Cap. 63)

- 第3章 第2節 作品の著作権侵害
 - 第31条-34条 著作物侵害の取扱い
 - 第3節、4節 著作物侵害を構成しない行為
 - 第35条-43A条 著作物侵害の抗弁の取扱い
- 第4章 第6節 作品物以外の著作権侵害
 - 第102-116A条 企業家的・二次的作品での侵害の取扱
- 第5章 著作権侵害の救済
 - 第2節 著作権者による行為
 - 第119条 著作権侵害の救済
 - 第6節 国境対策
 - 第140A-140LA条 税関対策全般

1. 6 集積回路配置設計法 Layout-Designs of Integrated Circuits Act, “LDA” (Cap. 159A)

第3章 配置設計権と侵害行為

第3節 配置設計侵害の取扱

第9条 侵害

第12条 侵害の救済

集積回路配置設計については自動的保護制度であるので、集積回路設計法の適用の対象であれば、配置設計の所有者は保護を受けるために設計配置のいかなる申請、登録、寄託の必要はありません。しかしながら、シンガポール法は、WTO加盟国、知的財産権の保護に関するパリ条約加盟国、及びシンガポール政府が認めた国についても、配置設計の所有者のみを保護します。

1. 7 植物品種保護法 Plant Varieties Protection Act, “PVP Act” (Cap. 232A)

第5章 保護登録の性質と領域

第30条 登録保護の侵害

第31条 登録保護の侵害の例外

1. 8 その他

シンガポールではコモンロー上の保護を受けることができます。

例えば、パッシングオフ(Passing Off, 詐称通用: 営業上他人の商号、商標または商品の包装などに虚偽的また欺瞞的な表示をすること)による不法行為や営業秘密の漏洩などについて、司法上の保護を受けることができます。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 シンガポール知的財産庁

Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)

住所: 51 Bras Basah Road
#04-01, Plaza By The Park,
Singapore 189554

電話: +65-6339-8616

Fax: +65-6339-0252 (一般、商標、意匠)
+65-6339-9230 (特許)

Website: www.ipos.gov.sg/topNav/hom/

[知的財産権の認可機関、法整備、公衆の知財認知の促進、知財環境の整備など政治的な役割とシンガポールにおける知財方針や実務を形成支援する経済やビジネス上の役割を果たすことが責務となっています。]

2. 2 シンガポール税関

Singapore Customs

住所: 55 Newton Road
#10-01, Revenue House,
Singapore 307987.

電話: +65-6355-2000

Fax: +65-6250-8663

Website: [http:// www.customs.gov.sg/topNav/hom/](http://www.customs.gov.sg/topNav/hom/)

[商標権および著作権を侵害する模倣品に対する国境対策]

2. 3 シンガポール最高裁判所

Supreme Court of Singapore

住所: 1 Supreme Court Lane,
Singapore 178879

電話: +65-6336-0644

Fax: +65-6337-9450

Email: Supcourt_QSM@supcourt.gov.sg

Website: [http:// app.supremecourt.gov.sg/default.aspx?pgID=1](http://app.supremecourt.gov.sg/default.aspx?pgID=1)

[侵害者に対する民事刑事手続き]

2. 4 シンガポール下級裁判所

Subordinate Courts of Singapore

住所: No. 1 Havelock Square,
Singapore 059724

電話: +65-1800 587-8423

Fax: +65-6435-5913

Website: [http:// www.subcourts.gov.sg/](http://www.subcourts.gov.sg/)

[侵害者に対する民事刑事手続き]

2. 5 シンガポール警察犯罪捜査部門特殊犯罪部知的財産権室

Intellectual Property Rights Branch (IPRB)

Criminal Investigation Department

Singapore Police Force

住所: 391 New Bridge Road
Police Cantonment Complex Block C 28/29
Singapore 08876

電話: +65-6435- 0000

Fax: +65- 6223-2123

Website: [http:// www.spf.gov.sg/ abtspf/cid.htm](http://www.spf.gov.sg/abtspf/cid.htm)

[侵害者に対するレイド手続き]

2. 6 シンガポール国際仲裁センター

Singapore International Arbitration Centre

住所: 32 Maxwell Road,
#02-01, Maxwell Chambers,
Singapore 069115

電話: +65-6221-8833

Fax: +65-6224-1882

Website: [http:// www.siac.org.sg/](http://www.siac.org.sg/)

[主に、シンガポールでの紛争仲裁手続き]

2. 7 シンガポール調停センター

Singapore Mediation Centre

住所: 1 Supreme Court Lane
Level 4
Singapore 178879

電話: +65-6332-4366

Fax: +65-6333-5085

Website: [http:// www.mediation.com.sg/](http://www.mediation.com.sg/)

[主に、シンガポールでの紛争調停手続き]

3. 侵害の定義

3. 1 特許権の侵害

特許権者の承諾なく、発明に関する特許権の有効期間中に、シンガポール国内で、下記の特許法 61 条第 1 項に規定される特許権者が有する行為を行う場合

は、侵害対象行為と見なされる。(特許法第 66 条(1))

- 特許が製品の場合、その製品の製造、処分(販売、貸出や譲渡など、以下同じ)、処分の申出、使用、または輸入もしくは処分或いはその他の目的で所持する行為
- 特許が方法の場合、その方法を特許権者の許諾なく、使用するか、使用に供する行為
- 特許が方法の場合、直接的にその方法により得られた製品の処分、処分の申出、使用、または輸入、もしくはその製品の処分或いはその他の目的で所持する行為

例外規定

- 主な侵害の例外規定(特許法第 62 条第 2 項)
 - (1) 個人的、非商業的な目的での行為(特許法第 62 条第 2 項(a))
 - (2) 実験の目的での行為(特許法第 62 条第 2 項(b))
 - (3) 臨時に個人用の薬剤を調合し、取扱う行為(特許法第62条第2項(c))
 - (4) 一時的或いは偶発的にシンガポール領域に入ったか、若しくは通過中の船舶、航空機、ホバークラフト、若しくは車両・運搬具においての製品或いは方法を使用する行為(特許法第62条第2項(d)(e))
 - (5) 合法的な航空機における義務を免除された使用もしくは保持する行為(特許法第62条第2項(f))
 - (6) 医薬品のシンガポール国内での製造販売の承認を得るための行為(ボラ一条項)(特許法第62条第2項(h))
 - (7) 医薬品をのぞく並行輸入品の処分、処分の申出、使用する行為(特許法第 62 条第 2 項(g))
 - (8) 特定条件下で医薬品に関する並行輸入品の処分、処分の申出をする行為(特許法第62条第2項(i), 第62条第3項)
 - (9) 抱き合わせ契約による契約無効の場合(特許法第51条)
 - (10) 優先日以前から継続する善意による先使用(準備を含む)に基づく行為(特許法第71条第1項)
- 反競争的行為による例外規定(特許法)
 - (1) 抱き合わせ契約による契約無効。特許権者がライセンシーやその他の希望者に対して、特許権以外の要件を契約に含めた場合(特許法第 51 条)
 - (2) 抱き合わせ契約による契約無効。特許権者が特許権の権利期間を超えて、独占をする要件を契約に含めた場合(特許法第 52 条)

(3) 強制ライセンス許諾。反競争的実務があった場合、例えば正当な理由がなく市場への供給の実態がない場合など救済措置として、申請により裁判所が認めた場合(特許法第 55 条)

- その他の反競争的行為による例外規定(競争法、Cap.50B)

知的財産権の取扱いにかかるシンガポール競争委員会のガイドライン(2005年 12 月)に基づき、知的財産権の行使について、競争法の禁止規定が適用される。

第 34 条 契約の目的や効果において、競争を妨げ、制限し、また歪曲する条項がある契約、一部制限付き。

第 47 条 市場における優越的地位を乱用する行為(一部制限付き)。

保護期間:特許出願日から 20 年間

3. 2 意匠権の侵害

意匠権者の承諾なく、意匠権の有効期間中に、シンガポール国内で、下記の意匠法第 30 条第 1 項に規定される意匠権者が有する排他的権利を行う場合は、侵害対象行為と見なされる。(意匠法第 30 条(2))

- 販売または賃貸のため、または取引或いは事業の目的で使用するためにシンガポールで製造或いは輸入、及びシンガポールで販売、賃貸、または販売或いは賃貸の申出若しくは陳列にかかる行為(意匠法第 30 条(1))
- 意匠権にかかる物品をシンガポールまたはその他の場所で製造することができるようにするために何かを製造する行為
- 組立物品の構成部品(キット)で意匠権侵害を構成するように何かをする行為
- 意匠権にかかる組立物品のために、構成部品の製造または組立をシンガポールまたはその他の場所できるようにするために何かをする行為

例外規定(意匠法第 37 条(5)-(7))

(1) 個人的、非商業的な目的での行為(意匠法第 37 条(5)(a))

(2) 評価、分析、研究または指導の目的での行為(意匠法第 37 条(5)(b))

(3) 意匠法第 2 条(1)で除外される意匠権に含まれない意匠の特徴を複製する行為(意匠法第 37 条(6))

(4) 並行輸入によるものの販売、賃貸、販売或いは賃貸の申し出、または陳列する行

為(意匠法第37条(7))

- (5) 善意による準備を含む登録日前からの先使用の継続による行為(意匠法第31条)

保護期間:出願日から5年間、5年単位で2回更新可能、最長15年

* 旧法による登録意匠による保護はないと考えるが、参考まで。

2000年11月13日に改正意匠法及び意匠規則が発効し、意匠の保護を受けるにはシンガポールでの意匠出願が必要となりました。このため、2000年11月13日以前にイギリスで登録された意匠は、経過措置として、そのまま改正意匠法により保護され、次のイギリス登録の期間が満了する前にシンガポールで更新手続きをすることにより保護が受けられるが、最長25年を超えてはなりません。

3.3 商標権の侵害

商標権者の許諾なく、シンガポール国内で、業として同一或いは類似の商標を使用する次に掲げる行為は、商標権侵害と見なされる。(商標法第27条)

- 商標が登録されたものと同じの商品またはサービスに関連して、商標と同一の標章を使用する行為(商標法第27条(1))
- 標章が商標と同一であり、商標が登録されたものと類似の商品或いはサービスに関連して使用されていること、若しくは標章が登録商標に類似し、商標が登録されたものと同じか或いは類似の商品またはサービスに関連して使用されて公衆に混同を生じさせる虞がある行為(商標法第27条(2))

登録商標に関連して「侵害にあたるもの」とは、

- (a) その標章と同一または類似する標識を複製するために使用されているもの
- (b) 侵害にあたる商品または材料を製造するために使用されているもの、または侵害に使用されることを知りながら、またはそう信じる理由がありながら所持、保管或いは支配しているもの(商標法第3条(4))

例外規定(商標法第28条)

- (1) 善意による個人や前権利者の名前や事業所の場所の名称としての使用
- (2) 善意による個人の商品やサービスの種類、特徴や品質、また製造や提供時期の説明としての使用
- (3) 善良な慣行による個人の商品やサービスの用途の説明として商標を用いる場合
- (4) 善意による登録商標の登録日以前から商標を善意により継続使用している場合
- (5) 別の登録商標が登録された商品またはサービスにおける使用

- (6) 比較広告または販売促進における正当な使用、非商業目的における使用、または報道もしくは時事解説を目的とする使用

著名商標と侵害(商標法第27条(3))

次の場合は、シンガポールにおける著名登録商標の侵害とされる

- (a) 商標権者の許諾なく、商標が登録されたものと類似しない商品またはサービスにおいて、商標と同一または類似の標章を業として使用する場合
- (b) 商品またはサービスにおける商標の使用が、その商品またはサービスと当該権利者との関係を示す場合
- (c) 使用することにより公衆に混同を生じる虞がある場合
- (d) 使用することにより権利者の利益が損なわれる虞がある場合

著名商標と判断される条件(商標法第2条(7)-(9))

商標がシンガポールで著名であるかどうかを決定する場合、その商標が周知であるという事実や推測ができる以下のような事情を考慮する。

- ① 公衆の関連分野でその商標が知られている或いは認知されている度合い
- ② 商標の使用や商標が使用されている商品またはサービスに関する宣伝、広告、展示会などを含む商標の普及促進にかかる継続期間、規模及び地理的範囲
- ③ 商標が使用されている或いは認知されている国または地域での商標出願または登録商標、並びに商標出願または登録の継続期間
- ④ 何れかの国または地域における商標権行使の成功事例及び当局により著名の認定を受けている範囲
- ⑤ 商標の価値

また、公衆の関連分野とは、商標が使用されている商品またはサービスに関するシンガポールにおけるすべての顧客及び潜在的な顧客、流通にかかわるすべての関係者、企業やビジネス関係者が対象となります。

そして、その商標がシンガポールで、公衆の関連分野において著名であると決定された場合は、著名商標であるとみなされます。

著名商標の保護(商標法第55条)

- (a) 著名商標がシンガポールにおいて登録されたか、登録出願が提出されたか否かに拘らず、また、著名商標権者が、シンガポールにおいて事業を営んでいるかまたは善意を有するか否かに拘らない。
- (b) 著名商標権者は、同一または類似の商品或いはサービスに関して、全部またはその重要な部分が自己の商標と同一或いは類似の商標の使用により混同の生じる虞がある場合は、許諾なくその商標を業としてシンガポールで使用することを差止める権利を有す

る。

(c) 著名商標権者は、商品またはサービスに関して、全部またはその重要な部分を自己の著名商標と同一または類似する商標を使用することで、次の虞が生じる場合は、自己の同意なく、その商標を業としてシンガポールで使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

- i. その商品又はサービスと著名商標の所有者との関係を示す可能性があり、著名商標権者の利益を害する虞がある場合
- ii. その著名商標がシンガポールにおいて国民全体に知られている場合で、著名商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合や不当に利用される可能性がある場合

(d) 著名商標権者は、全部またはその重要な部分が自己の著名商標と同一または類似する事業標章を使用することで、次の虞が生じる場合は、自己の同意なく、その商標を業としてシンガポールで使用することを差止命令により禁止する権利を有する。

- i. それが使用される事業と著名商標権者との関係を示す可能性があり、著名商標権者の利益を害する虞がある場合
- ii. その著名商標がシンガポールにおいて国民全体に知られている場合で、著名商標の識別性のある特徴を不当な方法で損なう可能性がある場合や不当に利用される可能性がある場合

著名商標の使用が許可される範囲(商標法第55A条)

商標法第28条の例外規定と同じのため、前出の例外規定を参照。

保護期間: 出願日から 10 年間、10 年単位の更新可能

3. 4 地理的表示の侵害

地理的表示がなされた産品に関連するシンガポールの利害関係者(供給者、取引業者及びそれらの協会)は、未承認の地理的表示による下記の状況に対して提訴することができます。(地理的表示法第3条)

- 地理的表示により示された場所を起源としない商品に誤認が生じるような地理的表示をする使用
- パリ条約第10条の2に規定される、地理的表示の不公正、不誠実な使用、例えば、商品の出所、性質、製法、目的や品質の安定性などを誤認、誤解、混乱させると言った地理的表示の使用
- ワインや蒸留酒の本来の原産地の産品でないにもかかわらず、商品の正し

い原産地を表示し、その本来の原産地の地理的表示の翻訳や「種類」、「タイプ」、「スタイル」また「類似」などの表示を加えて、その商品が本来の原産地であると誤認させるような取引上の原産地表示

* ワインについて、同名の地理的表示についても適用される。

(地理的表示法第 5 条)

例外規定

- (1) 公序良俗やモラルに反する地理的表示を称しても侵害には問われない
- (2) もはや地理的表示でないか、使用されていない、或いは保護が受けられなくなった地理的表示の地理的表示としての使用
- (3) シンガポールにおいて商品やサービスの呼称として一般化し、慣用されるようになった地理的表示の使用
(以上、地理的表示法第 6 条)
- (4) ワインや蒸留酒についての商標の善意による先使用(地理的表示法第 7 条)
- (5) 個人や事業上の前権利者の名前の事業上の名称としての善意による使用(地理的表示法第 8 条)

地理的表示法第 3 条第 2 項(b)はパリ条約第 10 条の 2 にあたり、不正競争行為としても主張することができます。

保護期間:登録を要件としないので、WTO加盟国、知的財産権の保護に関するパリ条約加盟国、及びシンガポール政府が認めた国の地理的表示のみを保護します。

3.5 著作権の侵害

シンガポールにおいて、著作権者の権利が侵害される状況としては、一応次の3つの態様があります。

- 著作権者に帰属する排他的権利を実施する行為(著作権法第26条、第82条-第86条、一次侵害・直接侵害)
- 一次侵害を指揮する行為
- 侵害を知らずながら取引をする行為(二次侵害・間接侵害)、主に2つの行為がある。
 - (1) 販売や処分の目的で輸入する行為
 - (2) 販売若しくはその他の行為

侵害規定に関する最初の2つの項目は第31条(著作者の作品)並びに第103条第1項(企

業の作品)に規定され、最後の項目は第32条及び第33条(著作者の作品)並びに第104条と105条(企業の作品)に規定されています。

関連規定

第31条 著作権に含まれる行為をすることによる侵害

第32条 販売或いは処分のための輸入による侵害

第33条 販売及びその他の取引による侵害

第103条 著作権に含まれる行為をすることによる侵害

第104条 販売或いは処分のための輸入による侵害

第105条 販売及びその他の取引による侵害

第123条 排他的ライセンスによる権利

シンガポールの著作権法は2005年1月から改正法が施行されており、著作権者が保護される権利を拡大し、その権利行使を強化する一方、著作物の使用者に対しても、著作権の侵害とならない公正使用(Fair Dealing)の内容を拡大する等、著作権の制限を図っています。

著作権者保護では、著作物を保護する技術手段の回避に対する禁止、改ざん防止のための電子透かしなどの権利管理情報の保護、著作物のインターネット送信に対する保護、また、無断録画などの二次使用などに対する実演家の権利の拡大が図られています。

例外規定

学習、研究、報道など公正な取引と規定されているものは侵害から除外されません。(著作権法第35条、第109条)

関連規定

第36条 評論或いは批評目的での公正取引

第37条 報道目的での公正取引(一般の著作)

第110条 評論或いは批評目的での公正取引

第111条 報道目的での公正取引(一般の著作でない、映像音響作品)

第125条 排他的ライセンスに対する防御

産業上または機能的な芸術的作品に対する意匠法との重複保護

著作権では、産業上の或いは機能的な芸術作品、例えば、機械図面を保護したり、2次元図面に基づき作成された立体図面を保護したりすることができます。しかし、より好ましい保護制度は意匠法に基づくことです。理論的には、こうした産業上の或いは機能的な芸術作品が販売目的で複製或いは大量生産されなければなりません。従って、著

作権でこうした産業上の或いは機能的な芸術作品を著作物して保護するには一定の限界があります。

関連規定

第70条 産業上適用されている芸術作品の特例

第74条 工業意匠に関する特例

保護期間:

- (1) 著作者または創作者の生存期間中及び死後 70 年間
- (2) 出版、映画、音楽、演劇などは発表日の翌年から 70 年間

3. 6 集積回路配置設計法の侵害

集積回路配置設計の所有者の許諾なく、次の所有者に帰属する行為は侵害とみなされます。(集積回路配置設計法第 9 条)

- 集積回路に組み込まれるかどうかにかかわらず、保護されている配置設計の全部または一部を複製する、或いは複製を許諾する行為
- 保護されている配置設計を商業的に利用する、或いは商業的に利用することを許諾する行為

(集積回路配置設計法 第8条所有者に帰属する権利)

例外規定(集積回路配置設計法第 10 条)

- (1) 保護されている配置設計で独創性の要件に合わない部分の複製の場合
- (2) 複製が個人的な利用目的であり、商業的な利用目的でない場合
- (3) 評価、分析、研究及び学習目的での複製である場合
- (4) 別の配置設計を創作するための評価、分析及び研究目的の複製である場合
- (5) 上記(4)で別に創作された配置設計の所有者に帰属する権利の行使
- (6) 最初に創作された設計配置とは同一でありながら、独自に創作された配置設計の所有者に帰属する権利の行使
- (7) シンガポール或いはその他の国で、所有者の同意を得て、設計配置の複製物、複製された設計配置が含まれる集積回路の商業的に利用することや設計配置が含まれる商業的に利用された集積回路或いは文献

その他関連条項

集積回路配置設計法 第 11 条 不知による侵害

集積回路配置設計法 第 27 条-29 条 反競争的行為の禁止

保護期間：(1)創作後 5 年以内に初めての商業利用した場合は、初めて商業利用に供された年の翌年から 10 年間
(2)その他の場合、創作の翌年から 15 年間

3.7 植物新品種保護の侵害

植物新品種の登録者の許諾なく、次の登録者に帰属する権利及びその他の行為は侵害とみなされます。(植物新品種保護法第 30 条第 1 項)

- 保護される植物の繁殖や採取に関して、シンガポールにおいて、ライセンスや譲渡などの権限なく生産、再生産、繁殖目的での調整措置、販売の申し出、販売若しくはその他の形態の市場開拓、輸出入及びこれらの目的で保管する行為(植物新品種保護法第28条第1項)

例外規定(植物新品種保護法第 31 条)

- (1) 個人的及び非商業的な目的での実施
- (2) 実験や研究目的での行為
- (3) 合法的に他の植物品種を繁殖させる目的での行為
- (4) 農家の繁殖、安全保護等の目的での保存

その他の関連規定

第32条 登録保護の消滅

保護期間：登録日から 25 年間

3.8 コモンロー

(1)秘密保持違反

秘密保持の違反に関する法規は、明示的、黙示的に自身が使用することを目的として与えられた秘密、例えば秘密情報を開示することを防止することが目的です。

秘密情報としては

- (1) 一般的なシナリオとしては、雇用(現在または過去の従業員)や経営(事業計画の事業パートナーや潜在的なパートナーへの開示)における漏えい
- (2) 技術情報、営業情報、個人情報とその対象
- (3) 具体例としては、料金表、顧客リスト、納入業者リスト、財務情報、製造ノウハウ、化学品配合比、事業計画など

営業秘密

- ① 営業秘密とは秘密レベルの高い情報と定義づけられる。
- ② 具体例としては、製造プロセス、化学構造式、顧客リストや納入業者リスト
- ③ 要因による営業秘密の例として
 - (a) 雇用によるもの
 - (b) 情報の性質によるもの
 - (c) 企業内での保管状況(秘密保持義務)によるもの
 - (d) 情報が従業員の使用から容易に分離されていること

秘密保持違反の行為には、営業秘密の所有者がどのように秘密を管理していたか、また侵害者がその営業秘密に対してどのような立場にあったかを判断するための3つの要素があります。

- 情報自体には秘密として管理されていた質が求められる
- 情報は秘密の義務とともに知らされている
- 損害の発生につながる情報の権限のない使用が存在する

(2) パッシングオフ

シンガポールにおいては、被疑侵害者が取引する商品やサービスが他人のものであることをうかがわせるような場合、権利者はその独占的使用をコモンローに基づくパッシングオフ(詐称通用)として保護を受けることができます。

パッシングオフでは、商権(Good will)、詐称及び損害があったことを証明しなければなりません。

商権とは商品、サービス或いは事業が特定の出所を示すものであり、商標、商号、表示ラベルなどの形態などに現れます。

出所とは顧客が魅力を感じる源であり、事業者が一般的です。詐称とは、公衆を偽るような行為、或いは混乱させるような行為を継続的に行っているような場合を言います。

損害の証明については、実際に被害を受けそうであるとの主観的な状況では不十分であり、実際に損害を受けたり、侵害の状況から客観的に損害の虞があることを証明することが求められます。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

シンガポールでの模倣品による侵害発生は他のアジア各国と比べて比較的少ないと言えますが、模倣被害調査をしている情報機関によると 2.5 億ドルの侵害状況があると報告されています。ちなみに、以下の統計データは、シンガポール警察の知的財産課が報告している過去 5 年間のレイドの件数と被害金額です。

年度	著作権事件数	商標事件数	事件合計	被害金額合計
2006	57	144	201	S\$9,952,296
2007	54	196	250	S\$3,385,269
2008	60	122	182	S\$3,325,283
2009	51	189	240	S\$3,029,251
2010	60	194	254	S\$6,618,794

シンガポールでは特許や商標訴訟も少ない状況であり、国内で模倣品が製造されることは殆どなく、中国などの第三国で製造された模倣品が流入するか、流通基地として、それらが他の第三国に輸出されることが多いようです。

4. 1 侵害の発見

シンガポール国内での知的財産権の侵害や偽造問題の対応は、他のアジア各国とは異なり、模倣品の販売での侵害対応と輸出入にかかる税関対応になると考えられます。税関対応については、5. 2をご参照ください。

4. 2 証拠の収集

シンガポールで模倣による侵害品の販売を発見した場合は、その侵害状況を発見した現地法人や代理店などの提携先に依頼し、侵害とされる事実(以下、被疑侵害と言います)に関する詳しい情報、具体的には、被疑侵害品が販売されている地域、店舗などの場所に加え、被疑侵害者(相手先)、被疑侵害品サンプル及び情報等の入手に努めます。そして、収集できれば、その情報やサンプルの分析を行い、確かに侵害品であるか否か、どの知的財産権を侵害しているかなどの初期判断を行います。

証拠収集ができない場合は、法律事務所や調査会社などを通じた被疑侵害品の購入、パンフレットや製品説明書の収集、販売場所、販売状況などの調査を行います。また、サンプルの購入が難しい場合は、被疑侵害品の写真やビデオなど侵害につながる資料を収集します。

もし、侵害の事実関係が明確にありながら、証拠を実務上確実に手に入れることが難しい場合は、知的財産権者は裁判所に対して、いくつかの補助証拠とともに刑事上のレイドを実施することを求めることが可能です。しかし、レイドが成功しなかった場合、レイドを受けた被疑侵害者から逆提訴されるリスクがあります。リスクを負う必要性がなければ、侵害の証拠を確実に入手するまで、無理に権利行使に関する手続きを開始せず、現地の法律事務所に対応を相談することをお勧めします。

4.3 侵害者の特定

シンガポールでは、被疑侵害者が輸入者、卸業者、或いは販売業者や小売業者となることが想定されるので、情報の取集段階から、例えば、内通者、地方の代理店などを通じて、侵害者を特定するか、調査会社や警察によるおとり捜査をおこなうことも考えられます。侵害者の特定及びその後の手続きは、現地の法律事務所を通じて行うことが一般的です。

4.4 権利行使の判断

証拠品が入手できた場合は、精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品であるどうか、また自社の製品の横流しや並行輸入品ではないのかなど、さまざまな角度から判断します。こうした分析から商標、意匠、特許、また著作権など、どの知的財産権が侵害されており、どの権利で対応するのかを判断します。なお、並行輸入品については、対応できないので、予め確認が必要です。

次に、市場での侵害品の種類や侵害の範囲を確認します。そして、そうした侵害の実態が知的財産権者としての事業や収益にどのような影響を与えているか、または今後どのような影響があるかどうかを判断します。そして、侵害の規模やその適切な権利行使の内容に沿った権利行使の実施方法について検討し、その概算予算について、検討します。

こうした権利行使の対応については、例えば、警告、レイド、民事救済、刑事訴追、そして公衆への侵害状況の周知などが考えられますが、侵害の状況、規模、侵害者によって異なります。もし、規模が大きな場合には、具体的な民事上また刑事上の行動を起こす前に、現地の弁護士から成功の可能性や潜在的なリスクを判断する法的見解を入手することが求められます。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきチェックポイントです。

1. 入手した侵害の証拠の証拠性に問題が残されていないかどうか確認します。
2. シンガポールで対応できる知的財産権の有無を確認し、その権利が有効であることを確認します。なお、対象となる知的財産権がまだ出願係属中で権利が付与されていない場合は、他国での登録状況などを含めて、今後の登録の見通しを確認するとともに、コモンロー上の保護が受けられる状況かどうかを検討します。
3. 利用する知的財産権の権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討します。
4. 特許や意匠の場合は、必要に応じて、現地の法律事務所から対象となる権利の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手します。
5. どのような手続きと救済を求めるのか、つまり、レイドや税関対策のみか、民事訴訟や刑事告訴、またコモンローによる販売差止を求めるのかなどを検討します。
6. 関連する知的財産権の有効な証明(権利証書)を準備します。
7. 代理人に対する委任状などの全ての必要書類を正しく準備します。
8. 被疑侵害者に関する正確な情報や証拠との関係を示す資料を適切に収集、準備します。

4.5 警告状

知的財産権が侵害されている合理的な理由があれば、知的財産権者は被疑侵害者に警告状(Cease and Desist Letter)を送付することができます。警告状は必須のものではありませんが、裁判に比べて、コスト的にも安く、早い終結をするには効果がある場合があります。また、交渉に乗ることができれば、被疑侵害者を正規代理店にするようなことも考えられます。

しかし、被疑侵害者が多数ある場合は費用も掛かるうえ、作業性からも負担が多いものとなりますし、侵害者に対しては権利者の情報を伝えることとなりますので、被疑侵害者の実態調査をするなど事前に必要な措置を取ってから送付するなど慎重な対応が求められます。

こうした警告状は、所有する知的財産権を説明し、侵害が発生している状況を説明するとともに、侵害の停止のみを求める場合、若しくはより強力な場合は、被疑侵害者を提訴しないことを条件に、侵害品の引渡し、情報の開示、賠償、合意を遵守しない場合の罰則などを保証することを条件に同意し、署名を求める内容となります。

警告状の送付は、知的財産権者が直接送付することもできますが、弁護士を通じて送付することにより、法的な措置を前提に対応しているとの意思を知らせる効果が期待できます。

警告状送付以外の対応として、小売業者に対して真正品を販売することに対するインセンティブを与えたり、潜在的な侵害者や利用者また顧客に対して、警告的な通知や教育、またメディアや Web による広告をしたり、真正品を適宜供給すること保証するなどの対応も模倣品が発生することを防止する対応の一つですので、併せて対応を検討することをお勧めします。

このような警告状の送付やその他の対応方法の効果はケースバイケースですので、現地の法律事務所と相談の上、対応することをお勧めします。

4.6 侵害に対する法的措置

知的財産権者は権利行使として、警察と税関での摘発を伴う刑事告訴や、民事訴訟などを検討することができます。ここでは、民事訴訟と刑事告訴について説明します。

●民事訴訟

知的財産権者は、侵害に対して民事訴訟を行うことができます。特許、意匠、商標、植物新品種、著作権、集積回路設計配置の各知的財産権及びコモンローにより、受益者であるライセンサー(専用実施権者)も条件付きで原告として、被告を提訴することができます。それぞれの法律による救済内容は、第5項を参照ください。

民事訴訟は時間とコストがかかるというデメリットがありますが、幅広い救済を受けることができます。先制措置としては、仮差止、アントン・ピラー命令、マレーバ命令などを利用することができます。こうしたコストや損害については訴訟において証明することによって回復することができます。また、刑事事件としての確信があれば、そのまま刑事に進むこともできます。

販売者を被告とする場合には、侵害の事実を知らなかったことを理由に非侵害の主張をすることが可能であるために、民事訴訟をするには被疑侵害者の規模や一定の侵害の事実があることを条件に加えて検討することが必要となります。

●レイドや税関調査を伴う刑事告訴

通常、レイドを伴う刑事告訴は、特許、意匠、商標及び植物新品種の各知的財産権の侵害に対して行うことができます。税関による調査を伴う場合は、商標と著作権がその対象となります。

刑事告訴をするメリットとしては、何と言っても早い対応が可能で、侵害品もすぐに

撤去することができます。また、目に見える対応であり、他の侵害者や消費者に対して侵害の抑止的効果を期待することができます。さらに、侵害者に対しては、直接精神的なインパクトを与えることができます。

レイドは裁判所の命令を受けて、警察の犯罪捜査部門特殊犯罪部知的財産権室 (IPRB) に、事前捜査をもとに依頼することによっておこなわれます。また、IPRB は職権による調査も行っています。一方、税関調査は特定な事案の場合に、必要な情報を税関に登録しておくことにより、輸出入貨物に対して調査が行われます。税関調査で被疑侵害が発見された場合は、補償金を支払うことが求められます。なお、並行輸入品は輸入差止ができませんので、注意が必要です。いずれの場合も侵害の事実が確認されれば、その後は検察官の管理下、6 か月以内に刑事訴追がなされます。誤って行われたレイドや差止についてはそのコストや損害について賠償することが求められます。

5. 侵害に対する救済手段

5.1 民事訴訟

シンガポールでは、シンガポール憲法により、司法権限は最高裁判所 (The Supreme Court of Singapore) ならびに下級裁判所 (The Subordinate Courts of Singapore) に付与されており、シンガポールの裁判所は最高裁判所に属する裁判所と下級裁判所に属する裁判所に2分されています。最高裁判所は上訴法廷 (Court of Appeal) と高等法廷 (High Court) からなり、下級裁判所は、民事、刑事事件を扱う地区法廷 (District Courts) と治安裁判官法廷 (Magistrates' Courts) からなります。裁判は第1審と上訴審の2審制です。

民事救済対象としては、特許権、意匠権、商標権、植物新品種権、著作権、集積回路設計配置権の各知的財産権及びコモロ上でのパッシングオフや秘密保持違反などが対象となります。民事訴訟での救済措置は、恒久的差止、損害賠償、逸失利益の回復、侵害品の引渡しや廃棄命令となります。提訴の時効は侵害発生から6年です。

提訴する裁判所は、原告の訴額 S\$60,000 までが下級判事裁判所、S\$60,001 から S\$250,000 まで地区裁判所、S\$250,000 を超える場合は高等法廷となっていますが、外国の権利者による知的財産権訴訟の場合は訴額が不明なこともあり、高等法院が最初の裁判所になることが一般的です。なお、外国の法人が提訴する場合には、必要に応じて、保証金を支払うことを求められます。なお、S\$はシンガポールドル (S\$1=60円、2012年1

月現在)を指します。

なお、民事訴訟の原告適格は、知的財産権者、専用実施権者であるが、通常実施権者も知的財産権者に通知後2カ月以内に対応がなされない場合に、原告となりえます。

●民事訴訟の暫定救済措置

知的財産権の侵害者に対して権利者は、次のような暫定救済命令を裁判所から得ることができます。いずれも、裁判官の裁量によるものであり、申請者は必要な被疑侵害状況の情報を収集し、それぞれのリスクがあることを説明するとともに宣誓供述書を提出し、召喚後、法廷でその決定がなされます。

命令が出され、執行された場合には、証拠の保全義務は申立者にありますので、後日の裁判で利用できるように確実な保全措置と早い時期での提訴が必要となります。また、後日、命令による手続きで被告側に損害が生じ、裁判所がその補償を命じた場合には、従わなければなりません。

(1) 仮(中間)差止命令(interlocutory injunction)

仮差止命令とは、裁判所の審理もしくは次の命令を出すまで侵害者がその行為を継続させないようにするものです。

(2) アントン・ピラー命令(Anton Pillar Order)

アントン・ピラー命令は、侵害者が侵害品やその他の侵害行為を示す重要な証拠を廃棄したり、処分したり、また隠匿される虞があるときに、そうした活動を防止しするために、侵害品や証拠の調査や押収を認めるものです。

(3) マレーバ差止命令(Mareva Injunction Order)

マレーバ差止命令とは、侵害者の銀行口座を凍結し、侵害者がその保有する資産の取引をさせないことで、資金や資産の海外流出、また得た収益の処分をさせないように証拠の保全をするものです。

(4) その他の情報開示命令

原告である知的財産権者は、当事者ではない関係者に対して、被告や事件に関する情報の開示命令を請求することができる。

●民事訴訟

知的財産権者である原告は高等裁判所に、申立書及び被告の召喚状を提出する

ことから始まります。召喚状は6か月有効であり、その間に発送することができます。また、有効期間を延長することができます。訴状は召喚状の送付後でも提出は可能です。

召喚状発送後、召喚に応じた段階で訴答手続きに入ります。被告は反論や反訴することも可能です。原告は、答弁書があれば反論書を提出します。また、この段階で、和解の対応を検討することもできます。訴答手続き期間はそれぞれ2週間と短いため、タイミング良く適切な対応が必要です。被告が答弁をしない場合には、原告は被告敗訴の判決を請求すると公判なく判決が出される場合があります。

公判前手続きで情報開示がなされると、公判は3-4か月後に行われます。高等裁判所は事件処理の日程を1年以内に行っていますので、比較的早い手続きと言えます。

民事訴訟の流れ

- (1) 召喚状の準備、送付（仮処分の請求）
- (2) 訴答手続（反訴、和解の可能性）
- (3) 公判前手続（情報開示）
- (4) 公判（実体審理）
- (5) 判決（上訴の可能性）
- (6) 執行

公判では原告には侵害の事実、損害額や賠償額などの立証の責任があります。裁判所の判決は、判決日を以って発効し、12年間効力を有します。なお、上訴の手続きは判決日から14日以内で、1か月以内に通達されなければなりません。

以下は、各法律に規定される民事的救済内容です。

(1) 特許法

第67条 侵害手続では、侵害の差止命令、侵害品の引渡しや廃棄、損害賠償、不当利得の返還及び特許の有効と侵害確認の救済を求めることができる。

(2) 意匠法

第36条 侵害手続では、侵害の差止命令(裁判所の指定条件)、損害賠償及び不当利得の返還の救済を求めることができる。

第40条 侵害品及び製造のための関連物品の引渡命令を求めることができる。

第 41 条第 1 項 第 40 条について、廃棄または没収命令を求めることができる。

(3) 植物品新種法

第 32 条第 2 項 侵害手続では、侵害の差止命令(裁判所の指定条件)、損害賠償または不当利得の返還のいずれかの救済を求めることができる。

(4) 商標法

第 31 条 侵害手続では、侵害の差止命令(裁判所の指定条件)、損害賠償、不当利得の返還、法定賠償(損害賠償や不当利得の救済を受けた場合は対象外)、の救済を求めることができる。法定賠償額は、商標が使用された商品またはサービスの種類ごとに S\$100,000 以下で上限は S\$1,000,000 以下。原告が S\$1,000,000 を超えたことを証明できる場合は別途裁量による。なお、S\$はシンガポールドル(S\$1=60 円、2012 年 1 月現在)を指します。

第 32 条 違反標章の削除、除去及び廃棄命令、或いは廃棄命令を求めることができる。

第 33 条 違反標章を付した商品、材料若しくは物品の引渡命令を求めることができる。

第 34 条 違反標章を付した商品、材料若しくは物品の廃棄、没収命令を求めることができる。

第 34 条 違反標章を付した商品、材料若しくは物品の廃棄、没収命令を求めることができる。

第 55 条 著名商標については、差止命令を求めることができる。

(5) 地理的表示法

第 4 条 侵害手続では、侵害の差止命令(裁判所の指定条件)、損害賠償または不当利得の返還のいずれかの救済を求めることができる。

(6) 著作権法

第 119 条 侵害手続では、侵害の差止命令(裁判所の指定条件)、損害賠償及び不当利得の返還、或いは法定賠償の救済を求めることができる。

第 120 条 著作権侵害品及びそれを製造する物品の引渡命令を求めることができる。

第 120A 条 第 120 条で引渡された侵害品と関連物品の没収或いは廃棄命令を求めることができる。

(7) 集積回路配置設計法

第12条 侵害手続では、侵害の差止命令、損害賠償、不当利得の返還及びその他の救済を求めることができる。

第13条 保護される配置設計が含まれる集積回路、当該集積回路を製造するための物品の引渡命令を求めることができる。

第14条 第13条で引渡された集積回路と製造のための物品の没収或いは廃棄命令を求めることができる。

(8) コモンロー(秘密保持違反)

侵害手続では、侵害の差止命令、損害賠償或いは不当利得の返還、及び侵害品の引渡や廃棄命令を求めることができる。

5.2 行政的取締りと刑事告訴

シンガポールでは商標権や著作権の侵害が中心であり、国土も狭いこともあり外国からの輸入による侵害であるために、警察の犯罪捜査部門特殊犯罪部知的財産権室(IPRB)と税関の取締りとそれに引き続く刑事告訴の対応が主に利用されています。この項目では、IPRBによるレイド及び税関による国境対策及び、これらに引き続く刑事告訴について説明します。

●レイド(強制捜査)

レイドは裁判所への申立による捜査令状の発行を受けて、警察の犯罪捜査部門特殊犯罪部知的財産権室(IPRB)に事前捜査をもとに依頼することによって行われます。

レイドに前もって、知的財産権者は民間の調査機関などを利用して、侵害品の保管先や出荷元を調査、特定の場所を確認するためのおとり取引、例えば、被疑侵害者に侵害品を注文し、注文を受ける場所や侵害品を発送する場所を突き止められるよう事前準備を行います。

捜索令状が発行されたら、知的財産権者は代理人に指示して、知的財産権室(IPRB)に連絡を取り、捜索令状による執行に適した日時を決めます。レイドのタイミングは侵害品の集荷や配送など、レイドを実施する時に一定量の侵害品がその場所に存在することが望ましい状況です。

レイドでは、担当警察官が被疑侵害者に身分を明かした上で、強制捜査を行うことを通告し、知的財産権者やその代理人もいっしょになって侵害品などを捜索します。押収された侵害品はすべて警察が記録し、被疑侵害者はその記録の確認を求めら

れます。捜索令状に従って押収された被疑侵害品は、警察が保管します。

その後、強制捜索を行った警察官と立ち会った知的財産権者やその代理人は治安判事の前に出頭し、その強制捜索の執行結果について報告しなければなりません。また、強制捜索の後、押収した被疑侵害品を正式に検査し、侵害品であることを確認します。

● 国境対策(税関取締り)

国境対策は、商標法の第 10 部国境警備当局による支援の第 81 条から 100 条、商標国境強制措置規則、及び著作権の第 6 部国境権利行使対策の法、第 140A 条から第 140LA 条に規定されています。商標法第 93A 条や著作権法第 140LA 条は、税関当局が職権による取締りを認め、シンガポールでの輸出入品に加え、輸送中にシンガポールに付託される侵害品も含むように改正されています

これに加えて、輸出入規制規則による誤った商品表示及び消費者保護法による虚偽表示関連の規定による税関取締りを請求すること、また、アントン・ピラー命令やマレーバ差止命令などその他の措置によっても、税関の取り締まりを請求することができます。しかし、並行輸入品や不正競争、パッシングオフなどでは国境対策はできません。なお、旅行者の荷物にある商品には適用することができます。

例えば、商標の場合、シンガポールでは、他国で一般的な商標権税関登録制度が未整備のために、残念ながら、個別の案件について通報を受けた場合が基本となっており、それに加えて、合理的な疑義がある場合に職権での検査と留置ができることになっています。従って、税関対策が十分機能しているとは言えない現状があります。

商標の個別案件について、税関による取締りを申立てる場合、その権利を有する者は、登録商標権者またはライセンシーであり、申立ては関税物品税局長官に対して書面通知により行われ、中央システムで管理されます。書面には、①通知を行う者の身分(登録商標権者またはそのライセンシー)、②侵害品の輸入が予想される時期及び場所及び、③その輸入に申立人が反対することを記載しなければなりません。そして、宣言書、商標登録証、商標が更新されていれば、登録商標の更新証書、代理人の場合は委任状及び手数料を添付する必要があります。なお、この申立は 60 日間有効です。

被疑侵害品が留置された場合には、申立者及び輸入者にその通知を行います。留

置期間は 48 時間となります。申立者から引き続き対応がなければ開放されます。なお、特別の対応をしないことで、損害があったとして賠償を請求される可能性があるため注意が必要です。侵害対応をするためには、民事若しくは刑事上の対応をすることができます。

このように、税関職員は侵害の判断をする専門知識は十分でなく、留置後の略式措置がないために、十分活用できる状況ではないのが現状であると考えます。侵害が深刻な案件などについて、現地の弁護士事務所とも相談の上対応されることをお勧めします。

関連法規定

(1) 商標法

- 第82条 侵害品の輸入制限
- 第84条 留置品の保管
- 第86条 留置品の検査、開放など
- 第87条 同意に基づく留置品の没収
- 第88条 輸入者への留置品の強制解放
- 第90条 登録商標権侵害訴訟
- 第91条 留置品の管理維持
- 第92条 没収命令がなされた留置品の処分
- 第93A条 模倣品の留置と検査

(2) 著作権

- 第140B条 著作物などの複製品の輸入の制限
- 第140D条 留置品の保管
- 第140E条 留置の通知
- 第140F条 留置品の検査、開放など
- 第140G条 同意に基づく留置品の没収
- 第140H条 輸入者への留置品の強制解放
- 第140I条 著作権侵害に対する訴訟規定
- 第140IA条 訴訟をしない場合の補償
- 第140J条 留置品の管理維持
- 第140K条 没収命令がされた留置品の処分
- 第140LA条 侵害複製品の検査

● 刑事告訴

レイドや税関対策で十分な証拠が確保できれば、知的財産権者は弁護士を通じて、シンガポールの下級裁判所の治安判事（検察官）に告訴状を提出します。通常、検察官は、申立てられた刑事告訴を引き受ける場合、告訴人の宣誓と尋問により、その内容を文書にまとめて、告訴人と検察官が署名します。刑事告訴は証拠の差押えから6か月以内であり、検察官に告訴を求める期限は3か月以内となります。

実務上は、権利者が提出した告訴状で違反内容が示されており、真実性を疑う理由がない限り、検察官は召喚状を発行して、被告に裁判所への出頭を命じます。出頭しなければ逮捕状が発行されます。

被告は一般的に告発された刑事告訴の内容について認める選択をしますが、一部を認め情状酌量を求める場合もあります。裁判所は被告に対して有罪の判決を下し、侵害品の引渡し、または処分を命じます。

刑事訴訟の流れ

- (1) 召喚状の準備、送付
- (2) 初回審理（反訴、和解の可能性）
- (3) 事実審理準備（審理内容の確認）
- (4) 公判（事実審理）
- (5) 判決（無罪は上訴の可能性）
- (6) 執行（商品の押収、処分）

被告は事実審理を求めることもできます。その場合は、事実審理準備の日程が決められます。この正式事実審理準備の目的は争点の最終確認ですが、不争合意があれば、それが正式事実審理の対象となります。

事実審理においては、立証責任は原告側にあり、合理的な疑いを超える程度で証明しなければなりません。この証明のレベルを十分に超える立証ができれば、有罪の判決を得ることができます。その後、裁判所は侵害品の引渡しまたは処分を命じることになります。

しかし、被告が判決を不服としたり、裁判所の判断に誤りがあるとして上訴したりすることもできます。また、原告の立証のレベルが不十分である場合は、被疑者が無罪となります。ただし、無罪の場合でも、裁判所は侵害品の引渡しまたは処分を命じることができます。

以下は、各法律に規定される処罰内容です。なお、S\$の記載はシンガポールドル (S\$1=60円、2012年1月現在)を指します。

(1) 特許法

第99条及び第100条 特許の虚偽表示については、S\$10,000以下の罰金若しくは12か月以下の禁固、または、それらを併科する。

(2) 意匠法

第66条 意匠の虚偽表示については、S\$10,000以下の罰金若しくは12か月以下の禁固、または、それらを併科する。

(3) 植物新品種保護法

第45条 登録植物新種の虚偽表示については、S\$10,000以下の罰金とする。

第46条 第37条の登録植物新種の乱用については、S\$10,000以下の罰金とする。

(4) 商標法

第46条 登録商標の模造については、S\$100,000以下の罰金若しくは5年以下の禁固、またはそれらを併科する。

第47条 登録商標の商品及びサービスでの不正な使用については、S\$100,000以下の罰金若しくは5年以下の禁固、またはそれらを併科する。

第48条 違反するための物品の作成または所持については、S\$100,000以下の罰金若しくは5年以下の禁固、またはそれらを併科する。

第49条 商標を不正に使用した商品の輸入または販売については、商品または事物ごとにS\$10,000以下(総額でS\$100,000を超えない)の罰金若しくは5年以下の禁固、またはそれらを併科する。

第51条 虚偽表示については、S\$10,000以下の罰金とする。

第52条 禁じられた紋章または旗章の表示については、S\$50,000以下の罰金若しくは5年以下の禁固、またはそれらを併科、及び商品と事物を没収する。

第53条 有罪の場合、47条と49条では商品の没収及び破棄をする。

第53A条 職権による逮捕、商品等の差押、留置する。

(5) 著作権法

第136条 (主要な刑罰)

(1) 著作権を侵害する作品の製造、販売、販売の申出、展示などについては、作品ごとに10,000S\$以下または100,000S\$のどちらか安い罰金若しくは5年以下の禁固、またはそ

れらを併科する。

(3A)著作権を侵害するその他の行為については、S\$20,000以下の罰金若しくは6か月以下の禁固、またはそれらを併科する。重犯の場合は、S\$50,000以下の罰金若しくは3年以下の禁固、またはそれらを併科する。

第139条 コンピュータプログラムの侵害コピーの配布広告については、S\$20,000以下の罰金若しくは2年以下の禁固、またはそれらを併科する。

5.3 その他の紛争処理

シンガポールでのその他の紛争処理としては、知的財産庁(IPOS)の審問調停部門が商標、特許、意匠及び植物新品種に関する紛争処理を行っているが、権利上の問題が中心となっています。

一方、紛争処理に関する調停や仲裁にかかる組織が多く駐在しており、国際的にもトップクラスの機関が一つのビルに集まっている特徴的な国です。シンガポールの裁判所は、紛争解決の手段として仲裁を用いることを推奨しており、これは裁判所が仲裁合意を認めており、仲裁は紛争解決手段の選択肢として急速に浮上してきているようです。

知的財産権に関する紛争では、悪意によるドメイン名の先登録が問題になりますが、シンガポールドメイン名紛争解決指針(2001年)にもとづき、シンガポール調停センター(Singapore Mediation Center)やシンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center)がその対応をしているようです。ドメイン名の先登録は、会社名や商標、サービスマークのなどの登録があれば、そうしたことを理由に紛争の解決を図ることができます。

現在のところ、仲裁や調停によるドメイン名以外の知的財産権紛争の解決の事例はまれのようです。

6. 留意事項

通常、シンガポールでの侵害は、製造よりは販売に絡むものが多く、摘発をしても侵害事実を認めながらも、特許や意匠の場合、侵害時に権利の存在を知らなかったとの不知による防御をされることがあり、結果的に輸入業者や販売業者の責任を追及することは難しい状況となる場合があります。

アントン・ピラー命令による証拠収集は、種々の制限が課され、費用もかかる上、相手側から損害賠償請求をされるという危険があり、民事手続にのみ適した方法です。

刑事告訴と民事訴訟とを並行して行うのは、一つの良い戦術であり、レイドなどで入手した証拠を民事訴訟で使用することも可能です。

シンガポールでは並行輸入に対して、知的財産権者は権利行使が基本的にできないので、注意が必要です。しかし、並行輸入品と国内向け製品との間に品質での詐欺の要素が認められる場合には、並行輸入を禁止する手続きをすることができます。なお、もともと製品の品質などの問題があるのであれば、コモンローの適用を考えると考えられますので、現地の弁護士に相談することをお勧めします。

税関対策においては、侵害品の積み替えが問題となっていると考えます。それも、短期間シンガポールに係留されるような場合となります。これは、裁判所や税関の管轄内ですので、船舶の名前、停泊港、寄港日時、輸入業者の名前などがわかれば、検査や摘発ができる可能性があります。

ソフトウェアの侵害については、DVDやCD-ROMの製造に関する法規制を活用することが勧められます。光ディスク製造法及び輸出入管理規定に基づき、正式なライセンス許諾に基づかない製造、若しくは製造許可のない製造行為については、違法行為となります。違法行為に対する罰金は光ディスク製造法で首謀者はS\$200,000以下、再犯でS\$400,000以下であり、輸出入管理規定では、S\$100,000以下または2年以下の禁固、再犯はその倍となります。

シンガポールには消費者保護法として、The Consumer Protection (Fair Trading) Act及びConsumer Protection (Trade Descriptions and Safety Requirements) Actの2つがありますが、市場での公正な取引を保証するもので、不規則な取引の場合に適用されるものと考えられています。

シンガポールの法整備状況では、十分な権利行使が難しいために、模倣品の販売状況など個別の状況を調べ、現地の法律事務所のみならず、輸出国が判ればその国の法律事務所とも連携を取った模倣品や侵害対策も検討する必要があります。

7. その他の関連団体

7. 1 シンガポール競争委員会

Competition Commission of Singapore (CCS)

住所: 45 Maxwell Road
#09-01, The URA Centre,
Singapore 069118

Tel: +65-6325 8206

Fax: +65-6224 6929

Website: <http://app.ccs.gov.sg/index.aspx>

7. 2 法務省

Ministry of Law

住所: The Treasury,
100 High Street,#08-02,
Singapore 179434

Tel: +65-1800-332 8840

Fax: +65-6332 8842

Website: <http://app2.mlaw.gov.sg/>

7. 3 ビジネスソフトウェアアライアンス

Business Software Alliance (BSA)

住所: 300 Beach Road
#25-08 The Concourse
Singapore 199555

Tel: +65-6292 2072

Fax: +65-6292 6369

Website: [http:// www.bsa.org/](http://www.bsa.org/)

7. 4 レコード産業協会

Recording Industry Association (Singapore) (RIAS)

住所: 4 Leng Kee Road,
#03-07 SiS Building,
Singapore 159088

Tel: +65-6220 4166

Fax: +65-6220 9452

Website: [http:// www.rias.org.sg](http://www.rias.org.sg)

7. 5 シンガポールレコード産業演劇有限公司

Recording Industry Performance Singapore Pte. Ltd. (RIPS)

連絡先は RIAS と同じ

Website: [http:// www.rips.com.sg](http://www.rips.com.sg)

7. 6 シンガポール作詞作曲家有限公司

Composers and Authors Society of Singapore Ltd (COMPASS)

住所: 37 Craig Road,
Singapore 089675

Tel: +65- 6323 6630

Fax: +65-6323 6639

Website: [http:// www.cisac.org](http://www.cisac.org)

7. 7 国際知的財産保護協会

Intellectual Association for the Protection of Intellectual Property (AIPPI)

住所: 10 Collyer Quay,
#10-01 Ocean Financial Centre,
Singapore 04931537

Tel: +65- 6531 2503

Fax: +65-6533 0934

Website: [http:// www.aippi.org.sg](http://www.aippi.org.sg)